学校いじめ防止基本方針

平成３０年４月

新地高等学校

はじめに

福島県立新地高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

１　基本理念（私たちの考え）

（１）いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものと考えています。

（２）生徒が安心して学校における諸活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止に努めます。

（３）いじめ、又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処します。

（４）次の事項を生徒へ伝え続けます。

・いじめは、その行為の軽重ではなく、行為を受けた者が苦痛を感じる全ての事柄を含むこと。

・いじめは、他者の人間的尊厳を害すること。

・いじめは、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含んでいること。

・したがって、いじめは、決して行ってはならないものであること。

・他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することもいじめと同様であること。

（５）私たち教職員は、上記（４）を生徒一人ひとりに理解させるため、日々の学校生活において、全生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を育みます。

（６）万が一、いじめを把握した場合は、地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、全職員で、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を最優先します。

２　いじめとは

（１）いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」抜粋）

（定義）
第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）具体的ないじめの様態例

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

ア　身体のことや動作のことについて、不快な言葉を用いて悪口を言われる。
イ　本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
ウ　存在を否定される。

②　仲間はずれにあう、集団により無視をされる。

ア　対象の子が来ると、その場から皆でいなくなる。
イ　遊びやチームに入れてもらえない。
ウ　席を離される。

③　ぶつかられる、叩かれる、蹴られる。

ア　わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
イ　たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
ウ　遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④　金品をたかられる、物を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

ア　恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
イ　持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
ウ　靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤　嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる。

ア　使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
イ　笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
ウ　衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

⑥　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ア　パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
イ　いたずらや脅迫のメールが送られる。
ウ　ＳＮＳ(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

※　これらの様態例の中には、犯罪行為として取り扱われるものとして警察に相談すべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものとして警察に通報することが必要なものが含まれています。

３　基本方針（私たちの取組）

参考資料

いじめ防止対策推進法（抜粋）より

（基本理念）

第三条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第二章　いじめ防止基本方針等

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（１）いじめの防止等の対策のための組織

①　本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

②　「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。

③「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア　学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成、実行、評価

及び改善

イ　いじめ・不登校の相談・通報の窓口

ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有

エ　いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

（２）未然防止への取組

①　全ての教育活動をとおして、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

②　生徒一人ひとりが自己有用感を感じることができるよう、活躍できる集団づくり、居場所づくりや絆づくりを推進する。

③　生徒一人ひとりが規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる場を提供し、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

④　教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

⑤　保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

（３）早期発見への取組

①　教育相談体制を再整備するとともに､その窓口を生徒､保護者に広く周知する。

②　面接週間やアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

③　毎月の職員会議において各クラスの実態を共有する。

④　生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

（４）措置方法

①　いじめに関する通報を受けた時、いじめを受けていると思われる時

・当該生徒に係るいじめの事実を確認する。

・結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。

②　いじめの事実が確認された時

・いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等専門的な知識を有する者の協力を得る。

・いじめを受けた生徒、又はその保護者に対する心身の保護に努める

・いじめを行った生徒に対する指導、又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

③　いじめを傍観する、又は同調していた生徒がいる場合

・いじめ受けた生徒のつらさや悔しさを自分の身に置き換えて考えさせる。

・相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容に結びつける。

④　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時

・所轄警察署と連携し、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

⑤　不適切な書込みに関する通報を受けた時、不適切な書込みを発見した時

・「いじめ・不登校対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

・必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

⑥　重大事態が発生した時

＜重大事態とは＞

ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

イ　いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜重大事態の報告＞

ア　重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

ア　重大事態が発生した場合は、「いじめ防止等推進委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。

イ　全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

ウ　いじめを受けた生徒及び保護者に対して調査結果等の情報提供を行う。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

いじめ・不登校対策委員会の対応

いじめ・不登校の認知

↓

教頭へ報告

↓

いじめ・不登校対策委員会の開催
（アンケート調査・関係機関との連携について協議）

↓

全職員で情報共有

↓

アンケート調査
聴き取り調査等

県教委へ報告
生徒指導アドバイザー
の要請と活用
スクールカウンセラー

警察・児童相談所等
SSW・医療機関
保護者等

↓

いじめ・不登校対策委員会で協議
（アンケート及び聴き取り調査結果の検証及び対策）

↓

生徒指導部・教育相談・クラス担任で対応
（必要に応じ関係職員）

↓

いじめ・不登校対策委員会で検証
全職員で情報共有

↓

いじめ及び不登校が改善

↓

県教委及び関係機関へ報告

いじめ及び不登校継続

↓

いじめ・不登校対策委員会で検証

重大事態への対応

学　校

↓ 発生報告

県教育委員会
（いじめ問題対策連絡協議会）
・調査の主体を判断する

→ 発生報告 → **知　事**

↓ 調査主体が学校となった場合
学校への指導・支援

「いじめ・不登校対策委員会」による調査

1　各機関と連携し、重大事態の特性に応じた専門家などの参加依頼。

2　全生徒、及び保護者へアンケート調査を実施し、状況を整理する。

↓

1　調査結果の提供及び報告

・いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
・県教育委員会への報告

2　調査結果を踏まえた必要な措置

・被害生徒及び保護者への支援
・加害生徒及び保護者への指導・助言
・いじめが起こった集団への働きかけ
・上記に必要な関係機関等との連携

（５）年間計画

月	面談・アンケート実施	校内研修及び 情報共有等	会議等	評価計画
４月	第１回面接週間 いじめアンケート	情報共有開始 職員会議でクラス状況の確認（毎月）	いじめ・不登校対策委員会①	計画・目標の作成、提示
５月		教員向け校内研修		
６月				
７月				
８月	いじめに関するアンケート 第２回面接週間			
９月			いじめ・不登校対策委員会②	中間評価
10 月				
11 月				
12 月				
１月	いじめに関するアンケート 第３回面接週間			
２月			いじめ・不登校対策委員会③	年間評価 報告
３月				

（６）　評価と改善

①　学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者によるアンケートとする。

②　評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。